

## 矢板市企業誘致条例施行規則

### (総則)

第1条 この規則は、矢板市企業誘致条例（平成15年矢板市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の生産及び加工を行う施設で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。）による大分類Eの製造業の用に供する施設とする。
- (2) 研究所 理学、工学、農学、医学及び薬学に関する学術的研究、試験並びに開発研究を行う施設で、産業分類による小分類711の自然科学研究所の用に供する施設とする。
- (3) ホテル等 産業分類による小分類751の旅館、ホテルの用に供する施設とする。
- (4) 病院 産業分類による小分類831の病院の用に供する施設とする。
- (5) オフィス 栃木県外に主たる事務所を設置している事業者が、市内に設置するサテライトオフィス等のリモートワークの用に供する施設とする。
- (6) その他事業所 産業分類による事業の用に供する施設のうち、市長が認める施設とする。ただし、産業分類による中分類88の廃棄物処理業の用に供する施設を除く。

### (指定の申請)

第3条 条例第4条第2項の規定により指定の申請をしようとする事業者は、指定申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別表第1に定める

ところにより、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記簿謄本又は住民票の写し
- (2) 法人の定款又はこれに類するもの
- (3) 事業概要説明書
- (4) 直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (5) 建設工事等計画書又は賃貸借契約書等
- (6) その他市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第4条 市長は、条例第4条第3項の規定により指定したときは、指定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 前条の規定による通知を受けた事業者が、条例第3条第1項各号に掲げる奨励金の交付を受けようとするときは、別表第2に定めるところにより、奨励金交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認められた場合は、奨励金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた指定事業者が、当該奨励金の交付を請求しようとするときは、別表第3に定めるところにより、奨励金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第8条 指定事業者は、第4条の規定による指定通知又は第6条第2項の規定による交付決定通知があった後に第3条又は第5条の規定による申請事項に変更が生じたときは、指定申請事項変更届書（別記様式第6号）又は奨励金交付申請事項変更届書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（変更事項の承認等）

第9条 市長は、前条の変更届書を受理したときは、これを審査し、相当と認めた場合は、変更事項を承認することができる。

2 市長は、前項の規定により変更事項を承認したときは、指定事項変更承認通知書（別記様式第8号）又は奨励金交付決定事項変更承認通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

（取消しの通知）

第10条 市長は、条例第6条の規定により指定を取り消すときは、指定取消通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知により指定を取り消した場合において、奨励金の交付決定を取り消すときは、奨励金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（奨励金の返還命令）

第11条 市長は、条例第7条の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書（別記様式第12号）により行うものとする。

（承継の届出等）

第12条 条例第8条の規定により指定事業者の事業を承継した者は、指定事業承継承認願（別記様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 承継の事実を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の指定事業承継承認願を受理したときは、これを審査し、適当と認めた場合は、指定事業承継承認通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

（操業の開始、事業休止等の届出）

第13条 指定事業者は、指定を受けた対象施設が操業を開始したときは、操業開始届（別記様式第15号）を、事業を休止し、又は廃止したときは、事業休（廃）止届（別記様式第16号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（委任）

第14条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年10月21日から施行する。

（矢板市工場誘致委員会規則の廃止）

2 矢板市工場誘致委員会規則（昭和39年矢板市規則第6号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則施行の際現にこの規則による廃止前の矢板市工場誘致委員会規則の規定に基づき委嘱又は任命されている委員は、この規則による委嘱又は任命されたものとみなす。

附 則（平成17年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第29号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第17号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第11号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日規則第23号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

奨励金の区分	申請期間
企業立地奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、ホテル等立地奨励金又は医療立地奨励金	対象施設の操業を開始しようとする日の30日前までとする。
借地借家奨励金又はオフィス立地奨励金	対象施設の操業を開始した日から60日以内とする。

別表第2（第5条関係）

奨励金の区分	奨励金の交付申請	
	申請期間	添付書類
企業立地奨励金	対象施設の固定資産税の完納の日から当該年度の2月末日までとする。	(1) 投下固定資産に係る固定資産課税明細書の写し (2) 交付申請を行う年度の固定資産税の納税証明 (3) その他市長が必要と認める書類
雇用奨励金	新規雇用者を雇用した日から起算して1年を経過した日後30日以内とする。	(1) 新規雇用者の雇用保険等を証する書類 (2) 新規雇用者の住民票の写し (3) その他市長が必要と認める書類

<p>用地取得奨励金</p>	<p>対象施設の操業を開始した日から起算して1年以内とする。</p>	<p>(1) 土地の購入代金の全額の支払を明らかにする書類 (2) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>借地借家奨励金</p>	<p>交付を受けようとする年度ごとの4月1日から5月末日までとする。</p>	<p>(1) 土地又は家屋の賃貸借契約書の写し (2) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>ホテル等立地奨励金</p>	<p>ホテル等の固定資産税の完納の日から当該年度の2月末日までとする。</p>	<p>(1) 客室及び収容人員を明らかにする書類 (2) 交付申請を行う年度の固定資産税の納税証明書 (3) 常時雇用者を明らかにする書類 (4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>医療立地奨励金</p>	<p>医療施設の操業を開始した日から起算して1年（医療施設の操業を開始した日後に新規雇用者を雇用した場合にあっては、1年に90日を加えた期間）以内とする。</p>	<p>(1) 医療施設の建設に要する費用の支払を明らかにする書類 (2) 新規雇用者の雇用保険等を証する書類 (3) 新規雇用者の住民票の写し (4) その他市長が必要と認める書類</p>

オフィス立地奨励金	交付を受けようとする年度ごとの4月1日から5月末日までとする。	(1) オフィスの賃貸借契約書の写し (2) その他市長が必要と認める書類
-----------	---------------------------------	--

別表第3（第7条関係）

奨励金の区分	奨励金の交付請求	
	請求期間	添付書類
企業立地奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、ホテル等立地奨励金又は医療立地奨励金	交付決定通知書を受け取った日から起算して30日以内とする。	交付決定通知書の写し
借地借家奨励金又はオフィス立地奨励金	賃借料の最終支払期日後20日以内とする。	(1) 交付決定通知書の写し (2) 賃借料の支払を証するものの写し